

新潟市BRT第1期導入区間運行事業者審査委員会 設置要綱（案）

（委員会の設置）

第1条 新たな交通システム導入基本方針（平成24年2月）に基づき、第1期導入区間におけるBRTの運行事業者としてBRT第1期導入区間運行事業の提案者がふさわしいかを適正に審査するため、新潟市BRT第1期導入区間運行事業者審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- （1）提案者の審査に関する事項
- （2）その他運行事業者を決定するために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員及びオブザーバーをもって構成する。

- 2 オブザーバーは、採決に参加できないものとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名したものがその職務を代行する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、オブザーバーを除く委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。ただし、その者は採決に参加できない。

（会議の公開）

第6条 会議は、新潟市情報公開条例第6条（昭和61年新潟市条例第43条）にある非公開情報を取り扱うため非公開とし、非公開情報を除く資料及び会議録を速やかに公開するものとする。

（守秘義務）

第7条 委員は、委員会において知り得た情報は、他に漏らしてはならない。この要綱が効力を失った後も同様とする。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、新潟市都市政策部新交通推進課及び都市交通政策課に置く。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年9月 日から施行し、運行事業者が決定した翌日にその効力を失う。

別表

新潟市BRT第1期導入区間運行事業者審査委員会 委員名簿

【委員】

(順不同, 敬称略)

| 氏名 | 所属等 |
|-------|--------------------------|
| 中村 文彦 | 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授 |
| 西村 伸也 | 新潟大学工学部建設学科 教授 |
| 近野 茂 | 公認会計士・税理士 |
| 鈴木 文彦 | 交通ジャーナリスト |
| 八子 迪子 | 新潟市消費者協会新潟支部 理事 |

【オブザーバー】

| 氏名 | 所属等 |
|-------|-----------------------------|
| 幸 美奈子 | 国土交通省北陸信越運輸局企画観光部交通企画課長 |
| 斎藤 芳久 | 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官 |